

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市社会教育委員会議
設置根拠	社会教育法、福山市社会教育委員条例
設置目的	社会教育法第15条の規定に基づき、社会教育委員を置くこととし、社会教育に関する諸計画の立案等、教育委員会の諮問に対して審議を行う。
設置年月日	1966年(昭和41年)5月1日
委員数	16人以内
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開とする根拠 又は理由	
庶務担当課	まちづくり推進課
	TEL(084)928-1243
備考	